

諏訪市議会基本条例の検証シート

議会基本条例		実施状況	課題・その他
第1条	(目的)		
第2条	(議会の活動原則) 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。		
(1)	公平性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。	令和元年12月25日に諏訪市議会傍聴規定の見直しを行った。 令和元年9月定例会より、傍聴者の託児サービスを開始した。	
(2)	市民の多様な意見を把握し、政策に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。	市民との意見交換会「議員と語っちゃオ!!」の開催、議会だよりモニター制度の継続、各種団体等との意見交換会の実施。	引き続き、より広く声を集める方法（ホームページで意見を集めるなど）を研究していく。
(3)	把握した市民の多様な意見をもとに政策提言及び政策立案の強化に努めること。	各常任委員会でテーマを決め協議し、政策提言へつなげる。	
(4)	市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。	各議案ごとに適正な監視・評価をしている。	更なる監視・評価の方法について研究する。
(5)	市民の参画の意欲が高まるよう、分かりやすい視点及び方法による議会運営を行うこと。		
第3条	(議員の活動原則) 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。		
(1)	議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。		
(2)	市政の課題全般について市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者及び代表者としてふさわしい活動をする。	議員それぞれが、各種研修に積極的に参加し、資質の向上に努めた。	議会倫理条例の策定を検討している。
(3)	議会の構成員として、一部団体及び地域の代表の視点にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。	市民との意見交換会や各種団体との懇談会等を開催し、意見を広く聴く機会を設けている。 【令和元年】 ※ 人数は議員以外の参加者数 ・ 7/19 消防団幹部 11人 ・ 9/26 子育て支援ネットワーク 12人 ・ 10/26 諏訪地域の高校生 11人 ・ 11/12 市民との意見交換会「議員と語っちゃオ!!」 昼・夜2回開催 計 延べ60人 【令和2年】 ・ 1/20 いきいき市民推進チーム☆輝くSUWA 10人 ・ 2/14 諏訪商工会議所 20人 ・ 7/ 1 市民との意見交換会「議員と語っちゃオ!!」 昼・夜2回開催 計 延べ57人	
第4条	(グループ(会派))		
	議員は、議会活動を行うためにグループ(会派)を結成することができる。	3グループ(会派)を結成(彩風すわ、あしたの諏訪、日本共産党諏訪市議員団)。	
2	グループ(会派)は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。		
3	グループ(会派)は、政策の立案、提言等を行うための調査研修を積極的に行うものとする。	グループでの視察研修等が実施されている。	実施時期の検討が必要。
4	グループ(会派)は、必要に応じてグループ(会派)間で調整を行い合意形成に努めるものとする。	議会運営委員会において合意形成している。	
第5条	(議員間討議の充実)		
	議会の議長(以下「議長」という。)並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の委員長(以下「委員長」という。)は、議会が言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営し、合意形成に努めなければならない。		さらに活発な意見交換があるとよい。
2	議員は、本会議及び委員会において、自らの意見、考えを丁寧に述べるとともに、他の議員の意見にも真摯に耳を傾け、議員間での討議を尽くさなければならない。	聞く姿勢はできている。	
第6条	(委員会の適切な運営)		
	議会は、社会経済情勢により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会の適切な運営を図らなければならない。	適切に運営している。	
2	委員会は、審査に当たって資料を公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。	努めている。	
3	委員会は、所管事務調査及び政策提言を積極的に実施し、その機能を十分発揮しなければならない。	令和元年度はできなかったが、令和2年度は各常任委員会において政策提言に向けて取り組んでいる。	
第7条	(議会改革の推進)		
	議会は、時代の変化に対応した議会改革の取組を継続して推進するため、議員で構成する検討委員会を設置するものとする。	令和元年第3回(6月)諏訪市議会定例会において、議会改革推進特別委員会設置に関する決議(令和元年6月19日決議。付託期限:令和5年4月30日)した。 ○特別委員会の開催 令和元年 6月19日より12月10日までの間に11回開催。 令和2年 1月14日より7月29日までの間に8回開催。	
第8条	(議員の政治倫理)		
	議員は、市民の代表者としてその倫理性を常に自覚し、公正かつ誠実を基本として、良心及び責任感を持って行動し、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。	議会倫理条例の策定を検討している。	
第9条	(議会の危機管理)		

	議会は、災害等が発生したときは、市の災害対策本部との連携を密にし、市民の安全の確保に努めるものとする。	災害行動マニュアルに基づき実施している。	
	2 議員は、別に定める災害時行動マニュアルに基づき、議長との連携及び議員間の情報交換を図り、災害対応に当たるものとする。	令和元年12月に「災害時行動マニュアル」を実態に合った適切なものに変更した。	
第10条	(市民参加及び市民との連携)		
	議会は、積極的に議会の活動に関する情報公開を行うとともに、市民に対する説明責任を十分果たさなければならない。	ホームページや議会だよりにより説明に努めている。また、各議員が活動報告をしている。	多くの人に見てもらえるよう広報の方法を検討。
	2 議会は、人事案件を除き、原則として本会議、委員会その他の会議を公開するものとする。	公開している。	
	3 議会は、請願及び陳情の審議においては、必要に応じて当該請願及び陳情をした者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。	実施している。	急遽来られなかった場合の対応について検討する。
	4 議会は、議案に対する各議員の表決の結果を公表しなければならない。	実施している。	
	5 議会は、市民の意見を議会運営の改善、政策提言に反映させるため、意見交換会を毎年開催するものとする。	令和元年11月に市民との意見交換会「議員と語っちゃオ!!」を昼・夜2回開催した。 令和2年7月に市民との意見交換会「議員と語っちゃオ!!」を昼・夜2回開催した。	
第11条	(議会広報の充実)		
	議会は、議会及び市政に対する市民の関心を高めるため、すわ市議会だより、議会ホームページ等を活用し、わかりやすい議会情報の提供に努めるものとする。	議会だよりモニター制度を活用し、広報紙面の見直しなどを行い、親しみやすくわかりやすい議会情報の提供に努めている。	
	2 議会は、本会議の中継や録画放送など、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、議会広報の充実に努めるものとする。	L C V行政チャンネルによる議会テレビ中継を行っている。また、代表質問・一般質問については、録画中継動画(YouTube)にて視聴できるようにしている。	
第12条	(市長等との関係の基本原則) 議会は、二元代表制に係る市長との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係を構築し、事務執行の監視及び評価を行うものとする。		
	(1) 本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。	個々人努力している。	
	(2) 市長等は、議員の質疑又は質問に対し、議長又は委員長の許可を得て趣旨確認の発言をすることができるものとする。	必要に応じ趣旨確認の発言をしている。	
	(3) 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を明確にし、その政策水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 ア 政策を必要とする背景 イ 提案に至るまでの経緯 ウ 他の自治体の類似する政策との比較検討 エ 市民参加の実施の有無とその内容 オ 総合計画との整合性 カ 法令及び条例との関係 キ 財源措置 ク 将来にわたる効果及び費用 ケ その他議会が必要と判断する事項	各委員会において詳細な資料の提出を求め、必要な説明を受けている。	
	(4) 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前号の規定に準じて、市長等に対し分かりやすい施策別又は事業別の説明を求めるものとする。	前項同様、求めている。	
	(5) 市長等の事務執行が適正かつ公平及び効率性をもって行われているかを監視し、評価するとともに、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。	都度、進捗状況の報告を求めるとともに、必要な提案をしている。	
第13条	(議会の議決事件)		
	地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定による議会の議決に付すべき事件は、総合計画における基本構想とする。	実施している。	
	2 議会は、議決事件を追加し、又は削除する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならない。	実施している。	
第14条	(議員研修の充実強化)		
	議会は、議員の政策立案能力及び政策提言能力の向上のため、多様な研修の機会を設けるよう努めなければならない。	機会を設け、努めている。	
第15条	(政務活動費)		
	議員は、諏訪市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年諏訪市条例第19号)の規定に基づく政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究その他の活動を積極的に行うものとする。	有効に活用し、行っている。	他市町村との比較・研究をしていく。
	2 議員は、政務活動費の適正な執行に努め、その用途については市民に対して説明責任を負う。	用途等を報告をし、ホームページ上に公表している。	
	3 議員は、政務活動費を活用した調査研究その他の活動の結果について、議長に報告するとともに、議会活動の場に生かしていくよう努めなければならない。	政務活動費収支報告書を作成し報告するとともに、議会活動の場に生かすよう努めている。	
	4 議長は、政務活動費の全ての支出の証拠を明確にし、公表するとともに、政務活動費の透明性の向上に努めるものとする。	用途等を報告をし、ホームページ上に公表している。	

第16条	(議員定数)		
	議員定数は、諏訪市議会議員定数条例(平成12年諏訪市条例第26号)で定める。	条例定数は15名としている。	
	2 議会は、前項の議員定数を改正しようとするときは、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、広く市民の声を聴取し、議会の機能を果たすために必要な数とするものとする。		
第17条	(議員報酬)		
	議員報酬は、諏訪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年諏訪市条例第28号)で定める。		
	2 議員報酬は、行財政改革の視点だけでなく、市政における議員の職務及び職責を十分に考慮するとともに、多様な人材が議員として活動できる環境整備の観点も踏まえ、市政の現状及び課題並びに将来の展望を考慮して定めるものとする。		
	3 議員報酬の改正を委員会又は議員から提案する場合は、市民の意向を十分に把握した上で、本市の実情にあった議員報酬を検討し、明確な改正理由を示すものとする。		
第18条	(議会事務局の体制強化)		
	議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法務機能の強化並びに組織体制の整備を図るよう努めるものとする。	努めている。	
	2 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するために必要な予算の確保に努めるものとする。	努めている。	
第19条	(他の条例との関係)		
	この条例は、議会及び議員の活動原則等議会の基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合を図るものとする。	諏訪市議会傍聴規則や災害マニュアルを条例の趣旨に合うよう改正した。	
	2 議会は、議員にこの条例の理念を理解させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、同条例に関する研修を行うものとする。	令和元年5月23日開催の議員勉強会において、議員主体で議会基本条例に関する勉強会を実施した。	
	3 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則や先例集等を遵守して議会を運営するものとする。	している。	
第20条	(検証及び見直し手続)		
	議会は、必要に応じてこの条例の目的が達成されているかについて検証を行うものとする。	検証に取り組んでいる。	
	2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する条例、規則、先例集等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。	必要に応じて対応している。	